

厚労省は来年度から、訪問診療だけを行う医療機関の設置を認める方針を固めた。

現行では医療機関を開設する際、外来患者に対応できる体制をもつことが事実上の要件となっているが、高齢者で在宅での医療や介護が必要な患者が増えていることを考慮したものだ。中央社会保険医療協議会で運用方法を検討する。

訪問診療では、医師が患者の自宅や施設を定期的に訪れて診療や治療を実施する。

同省によると、在宅療養をしている患者の85%以上は要介護状態にあり、通院が困難な人が多いため、訪問診療専門の医療機関を認めることにした。

同省の調査によると、訪問診療をしている医療機関は2011年約2万8000か所あり、うち約70%は規模の小さい診療所だ。ほとんどは外来患者の診療を行っているが、約3%の医療機関では在宅患者の割合が半分を超えていた。

健康保険法は、患者が自由に医療機関を選べる「フリーアクセス」を掲げている。これに基づき、地方厚生局は医療機関の開設に当たり、外来患者を受け付けられる体制を確保するよう指導しており、事実上の開設要件となっている。

これに対し一部の医療機関は「頻繁な往診が必要な患者や主治医がいない患者の場合、在宅医療を専門とする医療機関の役割は大きい」と主張しており、政府は昨年6月の規制改革実施計画で、開設要件を見直す方針を決めていた。

(2015/09/24 読売新聞から)